

労働保険は

事業主のみなさまへ

伊豆市商工会の事務組合へ

労働保険の加入手続きはお済みですか？

労働保険とは、「労災保険」と「雇用保険」の総称です

労働保険は、労働者が安心して安全に働けるための制度で、政府が管理、運営している強制保険です。原則として、労働者を1人でも雇ったら、加入手続きを取り、労働保険料を納めなければなりません。

また、労働災害により負傷した場合などは、健康保険は使えません。委託できる事業主様は、常時使用する労働者が300人以下の事業主様です。



労働保険料はいくら支払う？

1年間に労働者に支払う賃金が310万円(従業員1名、毎月20万円×12か月+賞与70万円)の小売業を営んでいる場合。

労働保険料 = 賃金総額 × (労災保険率 + 雇用保険率)
労災保険率 3.0/1000 (小売業)
雇用保険率 15.5/1000 (うち被保険者負担は6/1000)
3,100千円(賃金総額) × (3.0 + 15.5) / 1000 (労災保険率 + 雇用保険率) = 57,350円(労働保険料)

※この場合の事業主負担分は、雇用保険の被保険者負担分(18,600円)を除いた額(38,750円)となります。(令和6年度の料率による試算)

【労災保険】とは

労働者が業務上の事由、または通勤によって負傷された場合、被災労働者を保護する保険給付を行うものです。

【雇用保険】とは

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに再就職を促進するための必要な給付を行うものです。

労働保険事務組合のメリット

- ①特別加入制度・・・従業員とともに働く事業主及び家族従業員も労災保険に加入できます。
- ②労働保険料を金額にかかわらず年3回に分割納付できます。
- ③わずかな費用で、事務組合が一括して事務処理をします。事業主の事務が軽減されます。

委託費用は

伊豆市商工会の労働保険事務委託手数料
商工会の会員は概算保険料の5%、非会員は概算保険料の10%。
但し、会員の場合最低5,500円。非会員の場合最低13,200円、但し、商工会長が認める団体は、最低8,800円とする。

正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業主は、労働保険に加入する義務があります。

【お問合せ先】伊豆市商工会 TEL 0558-72-8511

ご存知ですか？中小事業主の **労災保険の特別加入制度!!**

○特別加入制度とは？

労災保険は、本来、労働者の負傷、傷病、障害又は死亡に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方に対して、特別に任意加入を認めているのが、特別加入制度です。

○どんな時につかえるの？

業務災害又は通勤災害を被った場合のうち、一定要件を満たす時に労災保険から給付が行われます。

○労災給付の種類は？

療養（補償）給付

休業（補償）給付

障害（補償）給付

傷病（補償）年金

遺族（補償）給付

葬祭料、葬祭給付

介護（補償）給付

○必要な費用は？

保険料算定基礎額（給付基礎日額×365）に、それぞれの事業に定められた保険料率を乗じた金額を、特別加入分の保険料として納付する必要があります。

（上記の他、労働保険事務の委託に伴う手数料が生じます。）

○特別加入の加入要件・手続きは？

加入要件・・・次の①及び②の要件を満たし、静岡労働局長の承認を受けることが必要です。

① 雇用する労働者について労働保険関係が成立していること。

② 労働保険の事務処理を「労働保険事務組合」に委託していること。

手 続 き・・・労働保険事務組合を通じて必要書類を提出していただきます。

労働保険事務組合とは？

事業主の委託を受けて「労働保険」の事務処理をする厚生労働大臣の認可を受けた団体です。

○労働保険事務組合が事業主に代わって行う事務の範囲

労働保険
(労災保険・雇用保険)
の加入の手続き

労働保険料
(労災保険料・雇用保険料)
の申告及び納付に
ついての手続き

労災保険の
特別加入の
申請等の手続き

雇用保険の
被保険者に関する
届出等の手続き

その他の労働保険に
ついての申請・届出・
報告等の手続き

○委託した場合の利点

- 労働保険料の申告・納付等の労働保険に関する事務処理の手間が省けます。
- 労災保険に加入することができない事業主や家族従事者なども、労災保険に特別加入することができます。
- 労働保険の額にかかわらず、3回に分割納付できます。
- 労働保険法の改正や助成金など、労働・雇用についての新しい情報を入手できます。

『労働保険事務組合』をご利用ください。